

5. 事業の経緯

(1) 経緯

平成 7年 4月 : 都市計画決定
 (都市計画の案に対する意見書 約110万通)

平成 8年度 : 用地着手

平成 11年度 : 工事着手

平成 12年 4月 : 有料道路事業許可 (日本道路公団)

(2) 事業の進捗状況

現地測量、地質調査、設計用地説明未実施区間が、また平成17年2月末現在、用地進捗率は約4割という状況です。工事着手は、一部区間に限られるなど、全面的な事業進捗が図られていないのが現状であります。

当初の供用目標 (平成19年度頃) は困難であり、平成20年代半ばの供用を目指します。

全体事業費	約4,300億円
うち用地費	約1,508億円
執行済み額	約582億円 (約13.5% 金額ベース)
うち用地費	約423億円 (約4割 面積ベース)



(3) 反対の主な理由

- ・ 排ガスや騒音及び地盤沈下等による環境の悪化を懸念。
- ・ 当該地区の宅地開発を行う際の道路予定地をめぐる住民の方々の不信(訴訟へ発展)。
- ・ 農業専用地区に指定された田谷の農地を壊滅させる計画であること。

○『横浜環状道路(圏央道)の抜本的見直しを要求します』
(横浜環状道路(圏央道)対策連絡協議会 H16.12) より抜粋

横浜環状道路(圏央道)計画の 抜本的見直しを要求します

1990年5月、横浜市議会は当該計画に関する住民の「白紙賛否を含む抜本的見直し」を求める請願書を、「住民の理解を得ること」を付帯条件として却下しました。しかし、事業者及び関係当局は、未だに住民の理解を得られぬまま、事業を進めさせることのみを意図している状況にあります。

従来より私たちは、事業者に対し、住民の懸念と疑問を明確にして参りましたが、「10年目の事業再評価」に当たり、改めて住民の意見をとり纏めて、事業者並びに関係当局に提出致します。事業者は本書の内容を十分に吟味し、再評価の機会に盛り込んで頂くと共に、国土交通省及び関係自治体等関係においては、原案に住民の意見と地元の状況を明瞭に記述し、また事業評価監視委員会においては、16年間の住民の疑問と懸念を把握されて、的確な見直しを促すよう要請致します。

平成16年12月
横浜環状道路(圏央道)対策連絡協議会
会長 柴田哲夫

(参加団体)
 庄戸三丁目町会
 緑台平町自治会
 公田ハイブ自治会
 緑台自治会
 大船草土見台
 田立運動委員会
 大山環境を守る会

グリーンアース本郷台自治会
 コートハウス自治会
 西ヶ谷ハイブ自治会
 南郷緑台環境を守る会
 ネオポリス環境を守る会
 庄戸4丁目環境を守る会
 上之郷環境を守る会

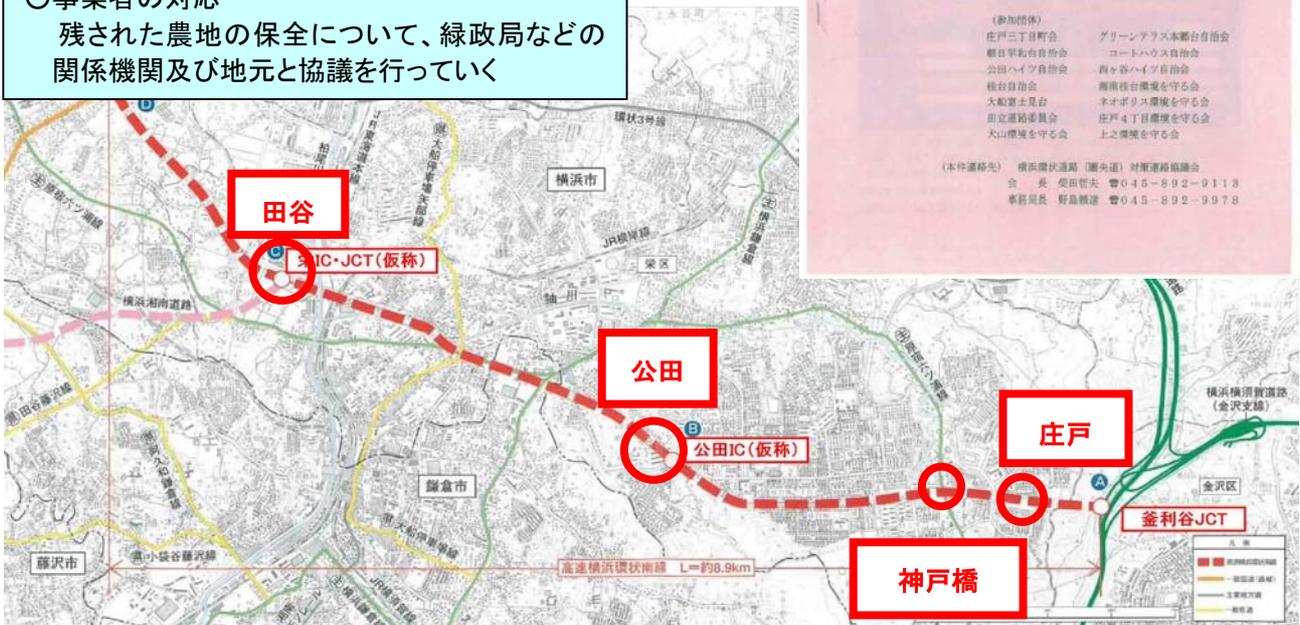
(本件連絡先) 横浜環状道路(圏央道)対策連絡協議会
 会長 柴田哲夫 045-892-9113
 事務局長 野島順達 045-892-9978

●農地の破壊

横環南計画は、農民の努力と苦勞を無にし、横浜市(緑政局)の方針にも反して、約33ヘクタールの農地の70%を道路用地とするもので、事実上、田谷の農地を壊滅させるものである。

○事業者の対応

残された農地の保全について、緑政局などの関係機関及び地元と協議を行っていく



●地元住民の説明要求

庄戸町会では、毎年のように、住民への説明集会の要望や、住民の意思を尊重するよとの要望を事業者に出しているが、誠意ある対応や納得できる回答が得られていない。また、2000年には、3丁目全住民を対象にしたアンケート調査を行い、約67%が反対または好ましくないと回答した。

○事業者の対応

意見を述べる集会や測量地質調査に入るための話し合い
(平成12年12月～ 15回 参加人数約620人)

●住環境の悪化を懸念

谷部に位置する神戸橋高架部、公田堀割部は、地形の影響が懸念される地域であり、大気汚染の予測に際してはこれらの地域の局地的な気象条件を的確に把握することが必要であるが、この点が十分とは云えない中で予測評価が行われている。

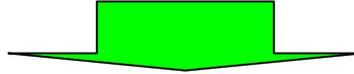
○事業者の対応

環境現況調査の継続実施
最新のデータ及び予測手法を用いて、環境影響の照査を行う

(4) 訴訟の経緯

①判決について

高速道路予定地と知りながら、一般道路と偽って販売したとして、横浜市と不動産業者を①共同不法行為、②本件売買契約の瑕疵を理由に訴えを提起



「分譲地を販売し始めた時点で、横浜小田原道路の道路予定地が自動車専用道路ではなく、一般道路予定地であったことは、被告である横浜市及び開発事業者の共通の認識であり、被告らが横浜小田原道路の予定地の目的について原告らを騙したとは到底、認められないし、分譲地の売買契約に瑕疵があったとも言えない」として、横浜地方裁判所は、原告の請求を棄却

②裁判の経緯

第一審	横浜地裁	平成12年12月21日	原告の訴えを棄却 横浜地裁の判決を不服として東京高裁に控訴
控訴審	東京高裁	平成13年12月26日	控訴を棄却 東京高裁の判決を不服として、最高裁に上告
上告審	最高裁	平成14年5月31日	上告を棄却、不受理

③道路計画の経緯

昭和43年	一般街路を併設した自動車専用道路（高速道路）として横浜小田原線を構想
昭和45年～	横浜市が不動産業者に横浜小田原道路（一般道路を併設した高速道路）の予定地確保を依頼
昭和46～48年	高速道路部分の計画が取りやめられ幹線街路（一般街路）部分の計画のみが推進されることになったため、幹線街路ということで販売をすることになった
昭和50年9月	横浜市は「この用地は都市計画道路（幹線道路）予定地です」と記載された看板を掲示し、道路予定地が幹線道路となることを公示
昭和50～61年	分譲地の販売を開始。（販売広告に、一般道路予定と明記）
昭和56年頃	「よこはま21世紀プラン」において横浜環状道路の構想が浮上（ルート未定）
昭和63年頃	横浜小田原線の幹線街路計画についても消滅
平成7年4月	高速横浜環状南線都市計画決定